

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和七年四月三十日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年三月二十五日奈良県指令建第一一二―一八三号

令和六年十一月十三日奈良県指令建第一一二―一八三一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年四月二十二日建第一〇四九五号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年四月二十二日建第六〇一二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字慈恩寺七八五番一、七八六番一の一部、七八七番の一部、七八八番の一部、七八九番一の一部、七九〇番三の一部、七九一番の一部、七九二番の一部、七九三番三、九三五番、九三六番、九三七番一及び九三八番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字慈恩寺七八五番一、七八六番一、七八七番、七八八番、七八九番一、七九〇番三、七九一番、七九二番、九三五番、九三六番、九三七番一及び九三八番一の各一部

公園 桜井市大字慈恩寺九三七番一及び九三八番一の各一部

下水道 桜井市大字慈恩寺七八六番一、七八七番、七八八番、七九〇番三、七九一番、九三五番、九三六番、九三七番一及び九三八番一の各一部

水路 桜井市大字慈恩寺七九一番及び七九二番の各一部

一 許可番号

令和六年十月三日奈良県指令建第一一四―九二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年四月二十二日建第一〇四九六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

宇陀市榛原萩原元萩原七八五番、七八六番三、七八六番四、七八七番一、七八七番

七、二五四二番、二五四三番、二五四四番及び二五四五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社セブン―イレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦